

★今年度に限り、助成額が3,000円⇒7,000円へ大幅に増え
ました。エコタイヤの導入をぜひともご検討ください★

大ト協第111号

令和4年7月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中川 才助

令和4年度 エコタイヤ（低燃費タイヤ・再生タイヤ）等の導入に
かかる助成について【②月額定額サービス】
（ ご 案 内 ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では新型コロナウイルス感染症対策支援、並びに環境保全対策の一環として、エコタイヤの月額定額サービス費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、郵送でのみ受付といたします。

記

1. 募集期間（申請書提出締切日） 令和5年2月10日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の際は[大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内](#)）

2. 助成対象タイヤ

○タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表1に定めた新品タイヤ、および別表2に定めた再生タイヤとします。

3. 助成額

タイヤ1本につきタイヤ本体の購入価格の1/2、最大7,000円
(タイヤ本体の消費税を含む)

4. 上限本数

1社につき、大阪府下で保有する全車両数の1台あたりの総輪数+1台につきスペアタイヤ1本(夏タイヤ、冬タイヤをそれぞれ申請できます。)

※予算枠がございますので、各社合計500本までに制限させていただきますので、
予めご承知ください。

(例) 全保有車両5台のうち総輪数4本車両3台、総輪数12本車両2台の場合
総輪数 4本+1本(スペア) ×3台分=15本
総輪数 12本+1本(スペア) ×2台分=26本
(15本+26本) ×2(夏タイヤと冬タイヤ) =申請上限本数は82本となる。

5. 助成条件(以下のすべてに該当する必要があります)

○大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両に対して令和4年
4月1日以降に有効な契約をしていること。(軽自動車、自家用車は不可)

○被けん引車両に装着したタイヤも助成対象とします。

○タイヤ本体に係る消費税も助成対象とします。

○再生タイヤ導入の場合は必ず「再生」であることがわかる標記を請求書(明細書)
に入れてください

○下記6. 記載の書類をすべて揃えていること。

6. 助成申請必要書類

① (様式1) 令和4年度 エコタイヤ(低燃費タイヤ・再生タイヤ)等の【②月額定額
サービス】導入助成金交付申請書

②月額定額サービス契約書(写)

- ・契約に含まれる全車両の車台番号か登録番号がわかる書類も添付してください。
- ・タイヤメーカーと申請事業者の印鑑が確認できて、契約がわかるものを用意してください。

(例1) (直接契約) タイヤメーカーと申請事業者の印鑑が押された契約書

(例2) (親会社等が契約) タイヤメーカーと申請事業者の関連会社の印鑑が押された契約書+申請事業者と関連会社の間で交わされた押印契約書類

【③以降はタイヤ販売店に用意してもらってください】

③請求書 (写)

・当該申請月の請求書を添付してください。

④申請分の請求書に含まれる車両の車台番号か登録番号、タイヤの商品名、本数が表記されている明細書

・タイヤ販売店にご確認ください。

・申請車両の登録番号か車台番号、タイヤの商品名、本数の特定を出来るように揃えてください。

⑤請求書の金額と一致する契約期間の支払い計画書

・増減車等で、支払い計画を組みなおすたびに金額が変わりますので、請求書が発行された段階での支払い計画書を提出してください。

7. その他

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

○手書き申請で様式1の記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので、再度申請用紙を用意してください。

(申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社) 大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL : (06) 6965-4033 FAX : (06) 6965-4029

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。